

政令第二百九十九号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の三十二の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（要排出抑制施設）

第十条の二 法第十八条の三十二の政令で定める施設は、別表第四の二に掲げる施設とする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第四の二（第十条の二関係）

- | |
|---|
| 一 製鉄 <small>せん</small> の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） |
| 二 製鋼の用に供する電気炉 |

附則

この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

理由

工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当である要排出抑制施設の範囲を定める必要があるからである。